

令和 7 年 11 月 18 日

関係団体 各位

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（情報提供）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り誠にありがとうございます。厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課です。

標記の件につきまして、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和 7 年 11 月 18 日厚生労働省令第 113 号）等が本日 11/18 付けで公布等されましたので、関連法令・関連通達等を傘下の会員事業場等に周知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本改正省令等は、皮膚等障害化学物質等について告示で規定することとするものですが、対象物質の変更はございません。

関連法令

- ・改正省令 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596506.pdf>
- ・告 示 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001596507.pdf>

以 上